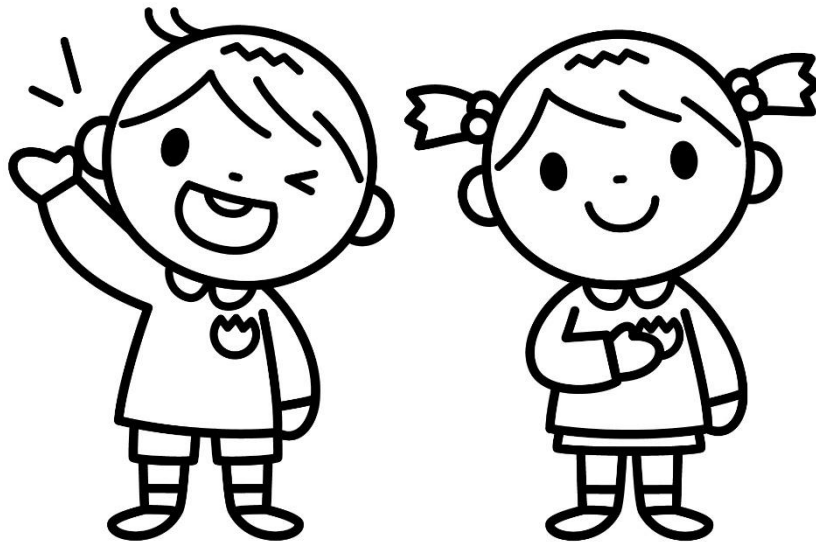


令和8年度
私立幼稚園等保護者補助金
事務の手引き



世田谷区 子ども・若者部
子ども・若者支援課私学係

令和8年5月

※本手引きは令和8年9月までの内容です

はじめに

- 「世田谷区私立幼稚園等保護者補助金」は「幼児教育・保育無償化」の内容（種類、支給額等）が含まれています。無償化の適用を受けるためには、子ども・子育て支援法第30条の4「施設等利用給付認定」が必要です。
- 補助金の申請（無償化の給付）を希望する区内在住の園児世帯には、「施設等利用給付認定申請書（1号用）及び私立幼稚園等保護者補助金交付申請書 兼請求書 兼口座振替依頼書」をお渡しください。
- 預かり保育や認可外保育施設等の利用者で、共働き世帯など「保育の必要性」の要件を満たす場合には、一部補助金が支給されます。希望する園児保護者から問い合わせがありましたら、直接区に「給付認定申請書（2・3号用）」を提出するようご案内ください。
- 区外に居住する児童についての申請手続きは、居住自治体へお問い合わせください。
- 補助金を正しく交付するために、特に次の点にご協力をお願いいたします。手続きが遅れると、補助金の交付遅れや、返還が発生することがあります。

- ・世田谷区在住の園児が入園した際は、必ず「申請時在園証明書」を作成し、「認定申請書（1号用）」と共に区へ送付してください。
- ・途中退園（転出）または休園（復園）をする園児がいる場合、速やかに「退園・転出異動者名簿」を区に送付してください。
- ・補助金交付前にお送りする「支給対象者一覧表」は、補助金額を決定するための重要な書類になります。この一覧表によって、補助金の申請をされていない方や補助金交付期間等の確認をしています。必ず記載内容を確認のうえ期限までに区にご提出ください。
- ・当区の補助金については、保育料部分は代理受領（園に直接支給）もしくは償還払い（保護者に直接支給）、その他の利用料等は全て償還払いとなります。各園の状況に応じて保護者から徴収してください。

目次

1	補助金の概要	4
(1)	世田谷区の補助金が対象となる方	4
(2)	補助金の内容	5
(3)	補助金の基準日	7
(4)	補助金支給額の算出方法詳細・交付スケジュール	8
2	補助金の申請手続き	11
(1)	新入園児・転入園児（随時）	11
(2)	進級園児（例年5月）	12
(3)	退園者・世田谷区外への転出者	12
(4)	休園者・復園者	13
3	補助金の交付手続き	14
4	代理受領による補助金の交付手続き（該当園のみ）	15
(1)	支給額	15
(2)	支給時期	15
(3)	例月の請求手続き（提出物）	15
(4)	支給について	16
(5)	精算について（月途中での入退園者及び転出入者がある場合）	17
(6)	保護者からの保育料の徴収について	17
(7)	その他	18
4	FAQ	20
5	事務スケジュール	22
参考	関係書類（記入例）	24
(1)	申請時在園証明書	24
(2)	退園・転出異動者名簿	25
(3)	支給対象者一覧表（入園料前払い）	26
(4)	支給対象者一覧表（上期支給）	27
(5)	その他の納付金 納入状況証明書	28
(6)	支給対象者一覧表（副食費補助）	30
(7)	支給対象者一覧表（預かり保育利用料補助）	31
(8)	領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書	32

1 補助金の概要

(1) 世田谷区の補助金が対象となる方

以下の条件①～⑤をすべて満たしていることが必要です。

①幼児が私立幼稚園等に在籍する園児であること。

※子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園及び認定こども園を除きます。

※国立大学附属幼稚園及び国立大学附属特別支援学校幼稚部についても対象施設となります。

②園児が満3歳児・3歳児・4歳児・5歳児であること。

※満3歳児は満3歳の誕生日を迎えた園児で、満3歳児クラスが認可されている園に限ります。

③園児及びその保護者（申請者）が原則として世田谷区内に在住し、かつ住民登録がなされ、その登録地から私立幼稚園等に通っていること。

④園児及びその保護者（申請者）が原則として同一世帯であること。

⑤保護者（申請者）が園児の「入園料」「保育料」「預かり保育利用料」「給食費」「その他の納付金」を在籍する私立幼稚園等に納入していること。

(2) 補助金の内容

※いずれも私立幼稚園等に納入した金額の範囲内で交付します。

※②、④、⑤については、4月～8月分は令和7年度、9月～3月分は令和8年度の世帯の税額に基づき、補助金額を算定します。

補助金の種類	補助対象（補助要件）	補助金額
①入園料補助金	<p>入園日に世田谷区に住民登録があること。</p> <p>※ただし、4月入園の場合は4月30日に住民登録がある場合も交付対象となります。</p> <p>※年度内1回に限り交付します。</p> <p>※以前住んでいた自治体で入園料補助金を受け取った場合は交付できません。</p>	年額120,000円
<p>②保育料に対する補助金</p> <p>※教材費、施設維持費、冷暖房費などの実費負担分は含まれません。</p>	<p>園児が私立幼稚園等に在籍し、園児の保育料を納入していること。</p>	<p>月額上限33,000円</p> <p>※以下に通う方は、金額が異なります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立大学附属幼稚園 8,700円（月額） ・国立大学附属特別支援学校幼稚園部 400円（月額）
③預かり保育利用料等に対する補助金	<p>保護者が「保育の必要性」の認定を受けていること</p> <p>※令和5年4月2日以降に生まれた園児（満3歳児）は住民税非課税世帯の場合のみ対象です。</p>	<p>月額上限11,300円</p> <p>※満3歳児の区市町村民税非課税世帯については、月額16,300円を上限に補助します。</p>
<p>④副食費に対する補助金</p> <p>※副食費（副食材料費）とは、給食費のうち、主食（お米、パン等）以外のおかず・おやつ等にかかる費用分です。</p>	<p>給食実施園に在籍する園児世帯で、以下のいずれかに該当する世帯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護世帯 ・区市町村民税非課税世帯・所得割非課税世帯 ・年収360万円未満相当世帯 ・すべての世帯の第3子以降の園児 <p>※小学校1～3年生の兄姉及び、私立幼稚園（認定こども園等含む）・区立幼稚園・認可保育園等に通園している未就園児の兄姉が多子計算の対象となります。</p>	月額上限5,100円

補助金の種類	補助対象（補助要件）	補助金額
⑤その他の納付金に対する補助金 ※その他の納付金とは、園則に記載されている施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等であり、毎年徴収される納付金です。 ※PTA会費・同窓会費等の委託徴収金、任意の寄付金、明確に実費徴収であることが分かる経費（制服代、給食代、園バス代、遠足代、卒園アルバムなど）を除きます。	以下の <u>いずれか</u> に該当する世帯であること ・生活保護世帯 ・区市町村民税非課税世帯・所得割非課税世帯	月額上限3,000円

【保育料に対する補助金限度額一覧】

(月額)

補助階層	年収の目安	第1子	第2子	第3子以降
A 生活保護法による被保護者世帯	—	38,900円	38,900円	38,900円
BH 区市町村民税が非課税の世帯及び所得割が非課税の世帯（ひとり親世帯等）	～270万円			
B 区市町村民税が非課税の世帯及び所得割が非課税の世帯	～270万円	35,900円	38,900円	38,900円
CH 区市町村民税の所得割額が1～77,100円の世帯（ひとり親世帯等）	～360万円			
C 区市町村民税の所得割額が1～77,100円の世帯	～360万円	33,000円	34,800円	
D 区市町村民税の所得割額が77,101～211,200円の世帯	～680万円	33,000円	33,000円	38,300円
E 区市町村民税の所得割額が211,201～256,300円の世帯	～730万円			37,700円
F 区市町村民税の所得割額が256,301円以上の世帯	730万円～			33,700円

※幼児教育無償化に係る国の施設等利用給付（25,700円）に都区の保育料補助金（7,300円～13,200円）が上乗せされた金額となっております。

※住民税額が未確定の世帯（税未申告世帯）または確認できない世帯については、F階層となります。

(3) 補助金の基準日

補助金の基準日は、次のとおりとなります。基準日に住民登録がないと補助金は対象となりません。

①「入園料補助金」

入園日に世田谷区に園児及び保護者（申請者）の住民登録があることが必要です。ただし、4月については入園日または30日に住民登録があれば構いません。

②「保育料に対する補助金」「預かり保育利用料に対する補助金」「副食費に対する補助金」「その他の納付金に対する補助金」

在籍月に世田谷区に住民登録があることが必要です。

なお、月途中に入園（転入）または退園（転出）した場合、原則として在園月は月額で算定しますが、転入前（または転出先）の自治体が、当該月分の施設等利用費について日割り算定を行う場合は、該当月の「平日日数」に基づいて日割りで算定します。

●11月11日に入園し、11月20日に世田谷区に転入した場合の補助金は？

入園料補助金は世田谷区では対象となりません。

11月20日以降の保育料に対する補助金、預かり保育利用料補助金、副食費に対する補助金、その他の納付金に対する補助金が世田谷区で対象となります。

●11月11日に入園し、11月26日に世田谷区外に転出した場合の補助金は？

入園料補助金は世田谷区で対象となります。

保育料補助金、預かり保育料補助金、副食費に対する補助金、その他の納付金に対する補助金については、転出月までの月割るか、もしくは転出日までの平日日数で日割りとなります。

(4) 補助金支給額の算出方法詳細・交付スケジュール

①入園料補助金

申請者が私立幼稚園等に支払った入園料を上限とし、年額120,000円の範囲内で交付金額を決定します。

②保育料に対する補助金

申請者が私立幼稚園等に支払った保育料（教材費、施設維持費、冷暖房費などの費用は除く）を上限とし、月額上限33,000円（～38,900円）の範囲内で交付金額を決定します。

【区市町村民税の所得割額が77,000円の世帯（C階層）で第1子のケース】
一覧表より、補助金の上限月額は33,000円となる。

- 保育料 月額25,000円 の場合 → 月額25,000円を交付
- 保育料 月額35,000円 の場合 → 月額33,000円を交付

③預かり保育料等に対する補助金

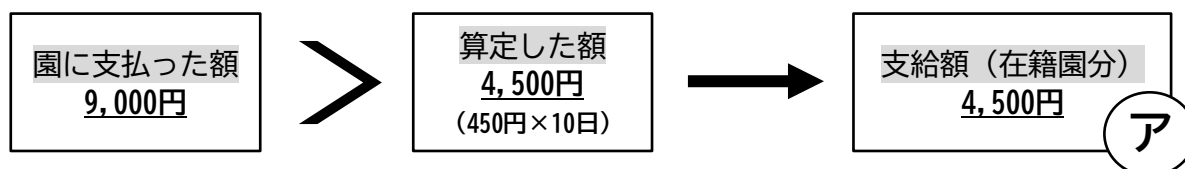
在籍園利用分その他、次の3つの条件のうちいずれかを満たしている場合、認可外保育施設等の利用分も預かり保育利用料補助金の対象となります。

- ・在籍している幼稚園等が預かり保育を実施していない
- ・在籍している幼稚園等の平日の預かり保育の提供時間数が、教育時間を含めて8時間未満
- ・在籍している幼稚園等の年間（平日・長期休業中・休日の合計）の預かり保育開所日数が200日未満

(ア) 在籍園利用分の支給額の計算方法

各月の預かり保育の利用日数に日額単価（450円）を乗じて算定した金額と、その月に実際に支払った金額を比較して少ない方を、11,300円を上限に支給します。

例：在籍園の預かり保育のみ利用（利用日数：10日、利用料：月額9,000円）の場合

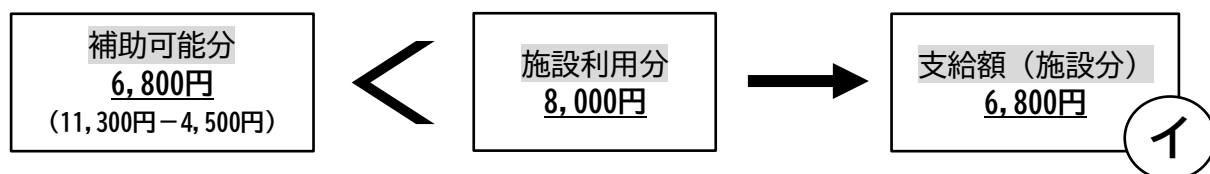


⇒在籍園のみ補助対象の方は、支給額がア4,500円となります。

(イ) 認可外保育施設等利用分の支給額の計算方法

月額上限11,300円から支給額（在籍園分）を差し引いた残りの金額と、認可外保育施設等に実際に支払った金額を比較して、少ない方が支給額となります。

例：①に加え認証保育所（月利用額：8,000円）を利用した場合



⇒認可外保育施設等も補助対象の方は、支給額が㊦4,500円+㊧6,800円=11,300円となります。

④副食費に対する補助金

各月の「副食材料費」と5,100円のうち少ない方の額を支給します。副食材料費は以下を参考に算出しています。

給食の実施方法	副食費の算出方法（原則）	便宜的な算出方法 （1日当たり副食材料相当額）
自園調理 （食材自己購入）	各園で「1食あたり副食費相当額」を算出×給食日数	原則不可 （ただし、やむを得ず必要経費を算出できない場合は、例外として下欄と同様に算出）
自園調理 （食材外部搬入） 外部搬入	外部搬入業者に依頼し「1食あたり副食費相当額」を算出×給食日数	一律255円として算出 ※給付上限額(5,100円)÷20日

⑤その他の納付金に対する補助金

申請者が私立幼稚園等に支払った納付金を上限とし、月額上限3,000円の範囲内で支給します。

補助金交付スケジュール（予定）

補助金の種類	交付時期
①入園料補助金	令和8年8月中旬頃 ※年度内1回限り。申請時期によっては②と同一のスケジュールで交付します。
②保育料に対する補助金	(令和8年度4～8月分) 令和8年10月下旬頃 (令和8年度9～3月分) 令和9年3月下旬頃 ※申請時期によっては令和9年4月中旬頃に交付となります。
③預かり保育料等に対する補助金	(令和8年度4～8月分) 令和8年11月下旬頃 (令和8年度9～3月分) 令和9年7月下旬頃
④副食費に対する補助金	(令和8年度4～3月分) 令和9年4月下旬頃
⑤その他の納付金に対する補助金	(令和8年度4～3月分) 令和9年3月下旬頃

※交付日の約2週間前に保護者宛てに金額等のお知らせをする「交付決定通知書」を送付する予定です。

2 補助金の申請手続き

途中入園や退園などがあった場合は、以下のとおり保護者へ必要書類を配布し、手続きをお願いいたします。一部様式は区HPからもダウンロードできますが、不足がある場合は子ども・若者支援課私学係へご連絡ください。

なお、世田谷区に住民登録のある園児の保護者のみ手続きができます。住民登録がない場合、補助の対象となりません。

(1) 新入園児・転入園児（随時）

4月入園以外に途中入園してくる園児や、在籍中に世田谷区に転入してきた園児については、以下のとおり手続きをお願いいたします。

①認定申請書（1号用）等の配布・提出

幼児教育の無償化の適用を受けるためには「認定申請書（1号用）」の書類を提出し、認定を受けていただくことが必要です。保護者に以下の書類を配布してください。

新入園児（保護者）へ配布していただくもの

- 私立幼稚園等保護者補助金パンフレット
- 「施設等利用給付認定申請書（1号用）及び私立幼稚園等保護者補助金交付申請書兼請求書兼口座振替依頼書」（以下、「認定申請書（1号用）」）
- 提出用封筒（1号用）

②申請時在園証明書の作成・提出

「申請時在園証明書」は、園児の在園及び「入園料」「保育料」の納入金額を確認し、支払うための書類になります。

上記①および②の書類について、以下のとおり提出をお願いします。

- (ア) 在籍園で保護者から提出された「認定申請書（1号用）」を取りまとめてください。
提出された封筒は、園では開封をせずに、封筒の園児氏名等の記入を確認し、学年別（年少・年中・年長）、五十音順に並べ替えをお願いします。
- (イ) 「認定申請書（1号用）」の順に「申請時在園証明書」を作成してください。「申請時在園証明書」は例年5月に送付する複写式の様式か、区HP（ページID：1652）からダウンロードして使用してください。作成の際は必ず記入例を参照し、最後に提出用の右下には園長印を押印し、園控は園で保管してください。
- (ウ) 「認定申請書（1号用）」と「申請時在園証明書」をセットにして「子ども・若者支援課私学係」（〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27）へ郵送してください。

注意

- ・保護者が「預かり保育利用料等に対する補助金」の交付を希望する場合は、「給付認定申請書」を提出し、「保育の必要性の認定」を受けていただく必要があります。保護者ご自身で手続きする必要があるため、区HP（ページID：1403）をご覧くださいか、幼保補助金事務センター（6453-4990）にお尋ねいただくようお願いしてください。
- ・住民税額の確認ができる書類など「認定申請書（1号用）」の添付書類の提出が間に合わないという申出があった場合は、先に「認定申請書（1号用）」のみ提出してください。添付書類は後日、子ども・若者支援課私学係に保護者が直接提出してください。

（2）進級園児（例年5月）

「認定申請書（1号用）」は「私立幼稚園等保護者補助金交付申請書」を兼ねた様式となっています。給付認定の期間は小学校就学前までですが、補助金交付申請は1年ごとに申請していただく必要があります。毎年4月時点で在籍していた進級園児について、印字済みの認定申請書（1号用）及び申請時在園証明書を園に送付しますので、保護者への配布ととりまとめをお願いいたします。

詳細は書類送付時にご案内します。

（3）退園者・世田谷区外への転出者

退園または、保護者から世田谷区外への転出の申出があった場合は、「退園・転出異動者名簿」の提出をお願いします。「退園・転出異動者名簿」は例年5月に送付する複写式の様式か、区HP（ページID：1652）からダウンロードして使用してください。作成の際は必ず記入例を参照し、最後に提出用の右下には園長印を押印し、園控えは園で保管してください。

注意

- ・補助金交付後に退園等のご連絡があると、退園等後の期間の補助金を返還していただくことになります。退園等があった場合は至急提出してください。
- ・転出される場合であっても、補助金の振込みが終了するまでは、口座はそのまま残していただくように保護者の方へ伝えてください。口座を解約されると、補助金の振込みができませんのでご注意ください。
- ・転出に伴って退園される場合は退園日を記入してください。
- ・退園される場合は、退園月までの保育料の納入の有無について、備考欄に必ず記入してください。
- ・世田谷区内での住所の変更（転居）については、報告不要です。

(4) 休園者・復園者

休園者及び復園者については、随時「退園・転出異動者名簿」を郵送にて提出してください。「退園・転出異動者名簿」は例年5月に送付する複写式の様式か、区HP（ページID：1652）からダウンロードして使用してください。作成の際は必ず記入例を参照し、最後に提出用の右下には園長印を押印し、園控えは園で保管してください。

注意

- ・補助金交付後に休園のご連絡があると、休園後の期間の補助金を返還していただく場合があります。休園等があった場合は至急ご提出ください。
- ・園児の休園期間中については、保育料等の納入があった場合でも原則として、補助対象外となりますのでご注意ください。

個人情報を含む書類となりますので、郵送の際はなるべく
簡易書留や特定記録郵便をご利用ください。

3 補助金の交付手続き

補助金交付額を確定するための実績確認書類(対象児童名入り)を補助金の種類ごとに、以下のとおり各園にお送りし、内容の確認・記入を依頼しますので、保護者から徴収する「入園料」・「保育料」・「預かり保育利用料」・「副食費(給食提供回数)」・「その他の納付金」について管理をお願いいたします。

それぞれ記入例にしたがい、①、②、④、⑤は内容を確認、③は各月の「利用日」「納入金額」等の必要事項を記入し、園長印を押印の上、区へ提出してください。書類の記入方法等の詳細については、改めてお知らせいたします。

※区への提出書類と別に各園で保護者に対し、月々の領収額を確認できる書類をお渡しください(書式は自由です)。

補助金の種類	提出書類 (園が内容を確認)	送付時期	提出時期
①入園料補助金	入園料前払い 支給対象者一覧表	7月上旬	7月中旬
②保育料に対する 補助金	保育料補助金 支給対象者一覧表 ※代理受領の場合は該当園 のみ事務連絡票を送付	①9月上旬 ②2月上旬 ③3月上旬	①9月中旬 ②2月下旬 ③3月下旬
③預かり保育利用料等 に対する補助金	預かり保育利用料補助金 支給対象者一覧表	①5月以降 ②11月以降	①9月上旬 ②翌4月上旬
④副食費に対する 補助金	副食費補助金 支給対象者一覧表	2月下旬	3月下旬
⑤その他の納付金に 対する補助金	その他の納付金 納入状況証明書	①2月上旬 ②3月上旬	①2月下旬 ②3月下旬

注意

申請書を提出された方で、補助金交付対象となった方のみ、一覧表に記載しています。記載がない場合は、認定申請書(1号用)の提出の有無を確認してください。なお、③はデータ時点のタイムラグもしくは給付認定申請書(2・3号用)未提出の可能性がります。

4 代理受領による補助金の交付手続き(該当園のみ)

補助金請求に必要な書類を各園にお送りし、内容の確認・記入を依頼しますので、ご返送をお願いいたします。

(1) 支給額

世田谷区内在住の園児1人あたり支給額 : 月額上限 33,000円

↓

【内訳】施設等利用給付金 25,700円 + 保護者補助金相当額 7,300円

※園の月額保育料と月額上限支給額のいずれか低い額が補助額となります。

(2) 支給時期

各園から区への請求に基づき、各月ごとに支払います。4～6月分は3か月分をまとめて4月に概算で支払い、7月以降は各月に支給を行います。

(3) 例月の請求手続き(提出物)

事務手続き簡略化のため、区が請求書類を作成し、園が内容をご確認後、ご返送いただく流れとしています。区へ書類到着後に支給しますので、締切厳守でお願いします。

請求関係書類	区→園 送付時期	園→区 提出期限
①保育料減額事業補助金 交付申請書 ※年度当初1回のみ提出	前年度3月中	4月上旬
②子育てのための施設等利用費及び 保育料減額事業補助金 交付請求書	毎月5日頃	毎月15日まで
③施設等利用費及び保育料減額事業 補助金請求金額内訳書		
④補助金交付請求内訳書別紙		

①保育料減額事業補助金 交付申請書

園に対する年間分の支給を申請する書類です。支給額(月額上限33,000円)のうち、施設等利用費(25,700円)を除く、区から保護者への補助金相当額(7,300円)分の申請書類になります(施設等利用費については申請不要)。

前年度3月中に区から園へ記入様式を郵送しますので、ご記入の上、区へメールもしくは郵送でご提出ください。

また、内容確認後、4月下旬をめぐりに、年間分の補助金の交付決定をお知らせする「世田谷区私立幼稚園等における保育料減額事業補助金交付決定通知書」を送付いたしますので、こちらについては保管をお願いいたします。

②子育てのための施設等利用費及び保育料減額事業補助金 交付請求書

支給月1日現在の在籍園児数に基づき、区が算定した支給額を記載した請求書です。本請求書および、内訳書（以下③・④参照）を、毎月5日頃（※1）に区から園へ郵送（※2）しますので、園で内容を確認し、請求書をご記載のうえ、毎月15日（15日が土日祝日の場合は前営業日）必着で、区へご提出ください。

（※1）4～6月分のみ、4月10日前後に3か月分をまとめて送付します。

（※2）請求書については、郵送のほか、先にメールでも送付しますのでご確認の上、期日までに区にご提出ください。

③施設等利用費及び保育料減額事業補助金請求金額内訳書

請求書の添付書類（対象園児ごとの支給額の内訳書）です。

④補助金交付請求内訳書別紙

請求書の添付書類です。当月分の支給額に精算（（5）「精算について」参照）が発生する場合、内訳が記載されています。また、当月分までの支給実績（累計）が記載されています。

（4）支給について

請求書が提出された園について、当月の支給決定金額をお知らせする「世田谷区私立幼稚園等施設等利用費支給決定通知書兼 保育料減額事業補助金交付額決定通知書」を園あて送付し、月末～翌月初旬までに園の指定口座に入金します。

注意

- ・請求書の提出がないと支給ができませんので、締切期限の厳守をお願いします。
- ・原則として、区が作成した請求書の記載金額を変更することはできません（月初めに各園の支給額を一括算定し、振込のための事務処理を行うため）。
- ・支給額に過不足がある場合（月途中で園児数が変動した場合）は、翌月以降の支給回で精算（減額調整・追加支給）を行います（（5）「精算について」を参照）。

【支給スケジュール】

支給対象月	4～6月分 (3か月分)	7月分以降 (毎月)
①請求書、内訳書等送付【区→園】 ※メール、郵送にて送付	4月上旬頃 (～4/11)	当月5日頃
②請求書等提出期限【園→区】 ※郵送もしくはメール添付	4月15日まで	当月15日まで ※土日祝の場合は その前開庁日)

支給対象月	4～6月分 (3か月分)	7月分以降 (毎月)
③支給決定通知書送付【区→園】 ※郵送にて送付	4月20日以降	当月20日以降
④支給日【区→園】	4月30日 (～5月初旬)	当月末日～翌月初旬

(5) 精算について(月途中での入退園者及び転出入者がある場合)

月途中の入退園者および転出入者分については、翌月以降の支給回で精算します(4～6月分の精算は、7月分支給時に3か月分まとめて行います)。以下の書類は精算の根拠となるため、発生の都度、速やかにご提出ください。

当月末までに区に到達したものについて、精算が発生した場合は翌月支給分に反映されます。精算の対象者および金額については、毎月請求書と併せて送付する「補助金交付請求内訳書別紙」でご確認ください。

【提出書類(随時)】

- 休退園・転出者がいる場合 → (ア)「退園・転出異動者名簿」
- 途中入園・転入者がいる場合 → (イ)「申請時在園証明書」
(ウ)「保護者補助金交付申請書」

注意

- ・人数減の連絡が長期間滞ると、後の支給額が大幅減額となります。
- ・世田谷区から他区市へ転出した場合や退園した場合、世田谷区からは、転出(退園)した翌月分以降の補助金が支給されません。他区市へ転出し、継続して在園している場合は、他区市での手続きが必要となりますので、保護者への説明にご協力をお願いします。
- ・月途中で他区市と世田谷区間で転出入があった場合は、補助金が日割り算定となる可能性があり、該当園児について、当該月の世田谷区からの補助額は月額33,000円を下回る金額となります(請求金額内訳書で金額をご確認いただけます)。
- ・園に在籍のまま、世田谷区から他区市へ転出の場合、転出先の自治体の支給方法(施設等利用費が「代理受領」か「償還払い」か)を確認する必要があります。「償還払い」の場合は、園が保育料を全額保護者から徴収する必要があります。

(6) 保護者からの保育料の徴収について

各園は月額保育料から33,000円を差し引いた金額を保護者から徴収してください。差し引いた金額が0円以下になった場合は、保護者からの徴収金額は0円となります。

(7) その他

①償還払いにより支給する補助金について

保育料に対する補助金の補助限度額が33,000円を超える園児（施設等利用費（25,700円）を除く部分の補助額が7,300円を超過する場合）については、超過部分は区から保護者へ償還払い（年2回）で支払います。園での事務処理は不要ですが、これら補助金については、支給対象者一覧表による在園及び納入状況の確認を行いますので、ご承知おきください。

②代理受領の計算例

（ア）在園児の合計300人→月額保育料が35,000円の場合

●世田谷区への請求金額

$$300人 \times \underline{33,000円} = 9,900,000円$$

施設等利用給付等上限額
33,000円 < 保育料35,000円

●保護者から徴収する金額

$$300人 \times \frac{(35,000円 - 33,000円)}{1人} = 600,000円$$

保護者1人当たり月額保育料
35,000円 - 33,000円 = 2,000円

（イ）在園児の合計300人→月額保育料が30,000円の場合

●世田谷区への請求金額

$$300人 \times \underline{30,000円} = 9,000,000円$$

施設等利用給付等上限額
33,000円 > 保育料30,000円

●保護者から徴収する金額

$$300人 \times \frac{(30,000円 - 33,000円)}{1人} = 0円$$

保護者1人当たり月額保育料
28,000円 - 32,000円 = 0円

③代理受領額の保護者への通知について

園が世田谷区から代理で受領した金額は、保護者へ通知することが定められていますので、参考様式（園調査票配布時に送付）をもとに各園で作成し、通知してください。毎月でも年1回でも構いませんが、必ず受領額を保護者が認識できるようにしてください。

④補助金交付申請書（保護者用）の提出について

代理受領の場合でも、これまでと同様に、全ての保護者から年度ごとに「補助金交付申請書」を提出していただく必要があります（住民登録上の異動状況や税情報を区が個別に確認するため）。

当月入園の新入園児の申請書が前月末までに当課に届いていない場合は、翌月分以降で追加支給となります。

【7月1日入園児（区外から転入）の場合】

→6月末日までに申請書類を受理：7月分支給額に反映

→6月末日までに申請書類が受理できない：8月分以降の追加支給

4 FAQ

【入園料補助金の基準日】

Q1	4月10日に入園して、4月20日に目黒区から世田谷区に転入した場合、入園料補助金はどうなるのか。
----	--

入園料補助金の基準日は、入園日に園児及び申請者の住民登録が世田谷区にあることです。ただし、4月に入園した場合は、入園日または30日に世田谷区に住民登録があることとしますので、転出元の自治体と調整したうえで、世田谷区で入園料補助金の対象となる可能性があります。

Q2	11月2日に入園し、11月10日に大田区から世田谷区に転入した場合、入園料補助金はどうなるのか。
----	--

世田谷区では、入園料補助金の対象となりません。大田区にお問い合わせください。

【世田谷区内での転居】

Q3	世田谷区内で住所を変更した園児がいるときの手続きは。
----	----------------------------

区内での住所変更の報告は不要です。

【世田谷区を転出後、再転入】

Q4	園児が世田谷区を転出後、再び世田谷区に転入した場合（その間継続して在園）の手続きは。
----	--

幼稚園に引き続き在園されている場合であっても、再度、「認定申請書（1号用）」の提出が必要です。再度、認定申請書（1号用）及び申請時在園証明書を子ども・若者支援課私学係までご提出ください。

【保育料の滞納】

Q5	保育料を滞納している園児がいる場合の手続きは。
----	-------------------------

滞納している期間があった場合、原則として補助金の支給はできません。

「補助金支給対象者一覧表」等の確認の際、「事務連絡票」で滞納者の報告をしていただきます。滞納者の保育料の納入の有無を3月に確認させていただき、滞納がないことが確認できれば、当該年度分の補助金を一括で4月中旬に支給します。

【保育料・入園料の減免】

Q6	入園料または保育料を減免した園児がいる場合の手続きは。
----	-----------------------------

「申請時在園証明書」に減免後の金額を記入してください。また、「申請時在園証明書」の備考欄に必ず減免している旨をご記入ください。

5 事務スケジュール

時期	各園の手続き	保護者	
当年度	4月		
	5月	<ul style="list-style-type: none"> ・進級園児用申請書の受領および提出 ・当年度書類一式の受領 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規入園者認定通知書（1号用）受け取り ・進級園児用申請書の受領および提出
	6月		<ul style="list-style-type: none"> ・【預かり】前年度下期交付決定通知書受け取り
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・【入園料】補助金交付対象者の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・【入園料】交付決定通知書受け取り
	8月		
	9月	<ul style="list-style-type: none"> ・【保育料】上期交付対象者の在園確認 ・【預かり】当年度上期利用実績の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設等領収証兼支援提供証明書の提出（該当者のみ）
	10月	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度入園者用「認定申請書（1号用）」受領 	<ul style="list-style-type: none"> ・【入園料・保育料】上期交付決定通知受け取り ・【預かり】当年度上期交付決定通知書受け取り
	11月		
	12月		
	1月		
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度入園者用「認定申請書（1号用）」の提出 ・【保育料】下期交付対象者の在園確認 ・【その他の納付金】納入状況の確認 ・【副食費】領収証兼提供証明書（補助金支給対象者一覧表）の確認 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・【保育料】下期追加交付対象者の在園確認（該当園のみ） 	<ul style="list-style-type: none"> ・【入園料・保育料・その他の納付金】当年度下期交付決定通知書の受け取り 	

時期		各園の手続き	保護者
次年度	4月	・【預かり】当年度下期利用実績の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・【入園料・保育料・その他の納付金】 下期追加交付決定通知書の受け取り ・【副食費】交付決定通知書の受け取り ・認可外保育施設等領収証兼 支援提供証明書の提出（該当者のみ）

以下の場合には随時、書類のご提出・お手続きをお願いいたします

①途中入園・転入した園児がいる場合

→ 「認定申請書（1号用）」（※保護者記入済みのもの）及び「申請時在園証明書」のご提出をお願いいたします。

②退園・転出・休園・復園した園児がいる場合

→ 「退園・転出異動者名簿」のご提出をお願いいたします。

参考 関係書類（記入例）

（1）申請時在園証明書

第2号様式(第5条関係)

令和 年度 申請時在園証明書〔世田谷区〕

提出用

園名	園NO.	年齢	ページ 枚目	入園年月日		納入金額		備考
				年月日	年月日	入園料	月額保育料	
		歳児	枚中	年 月 日	年 月 日	円	円	【有・無】 ・入園料・保育料の減免の有無 ・継続利用の有無(転入者の場合、転入前に在園していたか) 【有・無】 ・その他の特記事項
		年 月 日		年 月 日	年 月 日	円	円	【有・無】 ・入園料・保育料の減免の有無 ・継続利用の有無(転入者の場合、転入前に在園していたか) 【有・無】 ・その他の特記事項
		年 月 日		年 月 日	年 月 日	円	円	【有・無】 ・入園料・保育料の減免の有無 ・継続利用の有無(転入者の場合、転入前に在園していたか) 【有・無】 ・その他の特記事項
		年 月 日		年 月 日	年 月 日	円	円	【有・無】 ・入園料・保育料の減免の有無 ・継続利用の有無(転入者の場合、転入前に在園していたか) 【有・無】 ・その他の特記事項
		年 月 日		年 月 日	年 月 日	円	円	【有・無】 ・入園料・保育料の減免の有無 ・継続利用の有無(転入者の場合、転入前に在園していたか) 【有・無】 ・その他の特記事項

備考欄も忘れずに記入してください。

年齢別に記入してください。
※5歳児と4歳児の申請書の提出があった場合、在園証明書は2枚作成してください。

対象園児の実際の入園日を記載してください。
※転入日ではありません。

当年度中の入園の場合は、入園料の金額を記入してください。
転入者など前年度以前に入園している園児は入園料を0円と記入してください。

園児氏名は五十音順（あいうえお順）に記入してください。

上記のとおり当園に在園し、入園料及び保育料(月額)を納入している(納入していた)ことを証明します。

世田谷区長あて
令和 年 月 日
園名
園長名

園長印

(2) 退園・転出異動者名簿

退園・転出異動者名簿 (提出用)

※退園・転出(休園・復園)のどちらかに○をつけてください。

フリガナ 園児氏名	生年月日	退園・転出年月日 (休園・復園)	住所	備考
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 (令和 年 月 日～休園・復園)	現住所：世田谷区 転出先住所：	園NO. 備考 保育料の納入状況・継続利用の有無(転出者の場合)について、 記入をお願いします
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 (令和 年 月 日～休園・復園)	現住所：世田谷区 転出先住所：	保育料の納入状況 ・継続利用の有無(転出者の場合、転出後も在園しているか) 【有・無】 ・その他の特記事項 【 】
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 (令和 年 月 日～休園・復園)	現住所：世田谷区 転出先住所：	保育料の納入状況 ・継続利用の有無(転出者の場合、転出後も在園しているか) 【有・無】 ・その他の特記事項 【 】
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 (令和 年 月 日～休園・復園)	現住所：世田谷区 転出先住所：	保育料の納入状況 ・継続利用の有無(転出者の場合、転出後も在園しているか) 【有・無】 ・その他の特記事項 【 】
	令和 年 月 日	令和 年 月 日 (令和 年 月 日～休園・復園)	現住所：世田谷区 転出先住所：	保育料の納入状況 ・継続利用の有無(転出者の場合、転出後も在園しているか) 【有・無】 ・その他の特記事項 【 】

退園・転出(休園・復園)のどちらかに○をしてください。なお、転出に伴う退園の場合は退園日を記入してください。

転出の場合、転出先自治体の市区町村名のみ記入してください。海外転出の場合は「海外」と記入してください。

休園の場合は「その他の特記事項」の欄に休園の予定期間及び休園期間中の保育料等の徴収予定を記入してください。

備考欄も忘れずに記入してください。

令和 年 月 日 園名 所在地 区 市

園長名 印

上記のとおり相違ありません。

(3) 支給対象者一覧表 (入園料前払い)

入園料前払い 補助金支給対象者一覧表[世田谷区]

園コード		1254		園名		〇〇幼稚園		年齢		〇歳児	
整理番号	園児氏名		退園年月日	転出年月日	在園期間	対象月	保護者氏名	納入金額 (単位:円)	訂正欄		
	入園年月日	入園年月日								入園料	保育料
2500001	〇〇 〇〇						〇〇 〇〇	150,000 26,000	入園料は80,000円に 減額している	入園料	保育料
令和〇〇年〇月〇日											
2500002	□□ □□						□□ □□	150,000 26,000	入園料補助金は大田区より支 給予定	入園料	保育料
令和〇〇年〇月〇日											
2500003	□□ □□						□□ □□	150,000 26,000		入園料	保育料
令和〇〇年〇月〇日											
2500004	□□ □□						□□ □□	150,000 26,000		入園料	保育料
令和〇〇年〇月〇日											
2500005	□□ □□						□□ □□	150,000 26,000		入園料	保育料
令和〇〇年〇月〇日											
2500006	△△ △△						△△ △△	150,000 26,000		入園料	保育料
令和〇〇年〇月〇日											
2500007	×× ××						×× ××	150,000 26,000		入園料	保育料
令和〇〇年〇月〇日											

この列は無視してください

上記のとおり在園を証明します。 〇〇幼稚園 園長 〇〇 〇〇
令和〇〇年〇月〇日 園長 〇〇 〇〇



(4) 支給対象者一覧表 (上期支給)

上期支給 補助金支給対象者一覧表[世田谷区]

園コード	1234	園名	〇〇幼稚園		年齢	3 歳児	
整理番号	園児氏名			在園期間	対象月	納入金額 (単位:円)	訂正欄
	退園年月日	転出年月日	園児氏名				
2500001	〇〇 〇〇			7~8	2	入園料 100,000 保育料(月額) 23,000	入園料補助金は大田区より支給されている
令和〇〇年〇月〇日							
2500002	□□ □□			4~8	5	入園料 100,000 保育料(月額) 23,000	入園料は80,000円に減額している
令和〇〇年〇月〇日							
2500003	□□ □□			4~7	4	入園料 100,000 保育料(月額) 23,000	
令和〇〇年〇月〇日	令和〇〇年〇月〇日						
2500005	□□ □□			4~8	5	入園料 100,000 保育料(月額) 23,000	
令和〇〇年〇月〇日							
2500006	△△ △△			4~8	5	入園料 100,000 保育料(月額) 23,000	在園期間は4月~7月(7月31日付退園) ※退園名簿同封しました
令和〇〇年〇月〇日							
2500007	×× ××			4~9	6	入園料 100,000 保育料(月額) 23,000	8月分保育料は10,000円に減額
令和〇〇年〇月〇日	令和〇〇年〇月〇日	令和〇〇年〇月〇日					

上記のとおり在園を証明します。

令和 〇〇年 〇月 〇日

〇〇幼稚園 園長 〇〇 〇〇 印長

(5) その他の納付金 納入状況証明書

その他の納付金 納入状況証明書【世田谷区】

記入例

園コード	〇〇〇〇
幼稚園名	〇〇幼稚園

項目	年額	項目	年額	項目	年額
教材費	24,000 円	教材費	24,000 円	教材費	24,000 円
冷暖房費	12,000 円	冷暖房費	12,000 円	冷暖房費	12,000 円
	円		円		円
	円		円		円
	円		円		円
合計	36,000 円	合計	36,000 円	合計	36,000 円

令和7年度に在園している世田谷区内在住の園児について、上記のとおりその他の納付金を納入していることを証明します。なお、上記のとおり金額ではない園児についての年間のその他の納付金の納入金額については裏面に記載のとおりです。

令和 〇年〇月〇〇日 園 名 〇〇幼稚園

園長名 〇〇 〇〇

印

押印をお願いいたします。

【注意事項】

- ・別紙「その他の納付金台帳」を参考に項目及び金額を記載してください。
- ・別紙「その他の納付金台帳」に記載されているのは、園則上で規定されているすべての保護者が毎年納付する保育料以外の納付金になります（給食費等の実費徴収分は対象となりません）。
- ・園則上で規定されているにも関わらず、別紙「その他の納付金台帳」に記入されていない納付金がありましたら、追記してください。
- ・3月分の納付予定額を含めた年額をご記入ください。

NO	園児氏名	年齢	納入金額（年額）
1	〇〇 〇〇	5	24,000 円
2	〇〇 〇〇	4	24,000 円
3	〇〇 〇〇	4	3,000 円
4	〇〇 〇〇	3	6,000 円
5			円
6			
7			
8			
9			
10			円
11			円
12			円
13			円
14			円
15			円
16			円
17			円
18			円
19			円
20			円
21			円
22			円
23			円
24			円
25			円
26			円
27			円
28			円
29			円
30			円

年齢順に記載してください。

月途中の入退園や減免等の理由で、表面に記載の納入金額と異なる園児について納入金額の年額を記載してください。

記入欄が不足する場合はコピーして記入をお願いいたします。

備考

(6) 支給対象者一覧表 (副食費補助)

令和7年度 副食費補助金 支給対象者一覧表 (領収証兼提供証明書) [世田谷区]

記入例		園名	園NO.	年齢	給食提供方式(以下から選択) ①自園調理 ②外部搬入 ③牛乳のみ	納入金額(月)		備考
No.	園児氏名 就園整理番号	生年月日	対象月	給食費(a)	うち副食材料費(b)			
1	うさぎ幼稚園 世田谷 さくら ●●●●●●●●	令和●●年●●月●●日	令和7年4月 令和7年5月 令和7年6月 令和7年7月 令和7年8月 令和7年9月 令和7年10月 令和7年11月 令和7年12月 令和8年1月 令和8年2月 令和8年3月	0円 0円 6,000円 5,000円 6,000円 5,000円 4,000円 0円 0円 0円 0円 0円	0円 0円 3,375円 2,250円 3,375円 2,250円 1,800円 0円 0円 0円 0円 0円	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円		6/1に入園 記入不要 10/23に退園済み

該当する番号を記載してください。
複数該当の場合は番号を複数、記入してください。

実際の給食の提供の有無に関わらず、給食費として徴収した場合は金額を記載してください。
例：8月は夏休みで給食の提供はなかったが、年間分の給食費を1/2分割して毎月、徴収している場合等。

退園日以後等、納入がなかった月は納入金額の欄に0と記入してください。

途中退園(転出)のあった園児については、備考欄に退園日(転出日)をご記入ください。

※途中入退園のあった園児については、備考欄に利用開始日、利用終了日をご記入ください。
※預かり保育中(延長保育)に提供されるおやつ等は対象外となりますので、記載不要です。
※納入がなかった月については0円と記入してください。

提出日をご記入ください。
※令和8年3月31日までの日付でお願いたします。

【参考】
給食の提供方式が外部搬入の場合等で副食材料費の算出が困難な場合は、便宜的な算出方法を用いて計算することが可能です。
※詳細は別紙、依頼文をご覧ください。

上記のとおり当園の副食費の納入状況について証明します。

令和●●年●●月●●日
園長 園長名
園長印
園長印を押印してください。

(7) 支給対象者一覧表 (預かり保育利用料補助)

令和8年度4月～8月 預かり保育利用料 領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(補助金支給対象者一覧表)

【世田谷区】

【令和〇年〇月〇日送付分】

園名	園NO.	ページ
●●幼稚園	●●●●	● 枚目 / ● 枚

No.	プリガナ・園児氏名・就園整理番号	生年月日 年齢	在園月	納入金額		認可外保育施設の領収証類添付の有無
				(A) 預かり保育利用料	(B) 利用日数	
1	●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●●●●● 令和8年4月30日退園	令和8年4月 (●歳児)	令和8年4月 令和8年5月 令和8年6月	5,000円 10,000円 0円 0円 0円	14日 20日 0日 0日 0日	
2	●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●●●●●	令和8年4月 (●歳児)	令和8年4月	0円	0日	
3	●●●●●●●● ●●●●●●●● ●●●●●●●●	令和8年4月 (●歳児)	令和8年4月	12,000円 1,000円	15日 2日	
					0日	保護者から直接送付
					18日	
					10日	
					15日	

年度の途中で退園(転出)している場合は、余白にその日付を記入してください。

実際に徴収した金額を(A)、利用日数を(B)に記入してください。(※)

保護者から「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(認可外保育施設等の領収証)」の提出があった場合、○を記入してください。

保護者から回収できず、保護者が「領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(認可外保育施設等の領収証)」を区に直接提出される場合はご記入をお願いします。

※退園(転出)があった場合は園児氏名欄の余白に退園(転出)日を記入し、納入金額は退園(転出)日までの実績を記入してください。

※納入がなかった月は0円と記入してください。

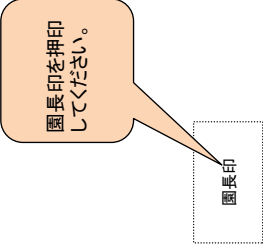
※認定開始日と認定終了日が記載してありますので、その期間内の実績を記入してください。

※認定期間の対象外となる月については斜線が引かれています。

上記のとおり当園において、預かり保育を実施し、預かり保育利用料を徴収したことを証明します。

世田谷区長あて 令和●年●月●日

園名 ●●●● ●●●●
園長名 ●●●● ●●●●



(8) 領収書兼特定子ども・子育て支援提供証明書

記入例

苗字と名前の間は1マス以上あける

保護者が記入

園名 幼稚園

うさぎ

領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書

生年月日(認定子ども) 年齢

令和 〇〇年〇〇月〇〇日 〇歳児

施設等利用給付認定(2・3号認定)の有効期間

平成 〇〇年〇月〇日 ~ 令和 〇〇年〇月〇日

認定子どもとの関係

フリガナ セシカヤ 世田谷 太郎 父

フリガナ セシカヤ 世田谷 さくら

※(保護者の方へ)上部に保護者が記入後、施設に下部の記載を依頼してください。

※(特定子ども・子育て支援提供者様)保護者から受領後、下部に記載して保護者に渡してください。

ただし、【令和8年4月分】特定子ども・子育て支援利用料として

※必ず、「月ごと」に記載してください。

利用施設で、月ごとに作成を依頼してください。

支援提供者が記入

特定子ども・子育て支援の内容 (注) いずれか1つの口に✓を記入	認定の有効期間中に提供した日 ※実際の利用日を含む「提供期間」 を記入	提供時間帯 ※標準的な利用時間帯を記入	認定の有効期間中の費用 (利用料及び保育料) ① 無償化対象	利用料以外の徴収金額 (特定費用) ② 無償化対象外
<input checked="" type="checkbox"/> 認可外保育施設	●日～●日	●:●:●:●	●●●●円	●●●●円
<input type="checkbox"/> 一時預かり事業	日～日	: : : :		円
<input type="checkbox"/> 病児保育事業				円
<input type="checkbox"/> ファミリー・サポート・センター事業				円

③ 認定有効期間中の
領収金額 (①+②=③)

●●●●円

※領収金額の内訳②(無償化対象外)には、日用品、文房具、行事参加費、食材費等、実費徴収となるものを記載してください。

※領収金額の内訳②(無償化対象外)には、「費用(内訳も記載)」「費用(内訳も記載)」がわかる書類の添付をもって替えることも可能

利用先の校舎名も必ずご記入ください。

上記のとおり特定子ども・子育て支援利用料を領収するとともに、特定子ども
に対し、特定子ども・子育て支援を提供したことを証明します。

利用先施設の記載・押印が漏れていないかご確認ください。

施設・事業所の所在地	世田谷区●●1-2-3
施設・事業所の名称 (校舎名まで)	●●スクール 世田谷校
施設・事業所の代表者職氏名	●●●●●●●●
施設・事業所の電話番号	●●-●●●●-●●●●

お問い合わせ・書類のご提出は

世田谷区子ども・若者部
子ども・若者支援課私学係
私立幼稚園等保護者補助金担当

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

TEL 03(5432)2066

FAX 03(5432)3016